

予算常任委員会議事録

(令和2年9月24日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年9月24日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 村井 浩二 副委員長 中村 直幸
 委員 羽山 茂男 辻本 馨
 斧田 秀明 阪口 寛
 西田いく子 山田 強
 寺町 幸雄 建石 良明
 議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 財政課長 小角 孝彦
 副町長 藤原 幹 危機管理課長 村上 正規
 教育長 勝良 憲治 観光産業課長 西本 武史
 総務部長 小角 孝彦 子育て支援課長 小路 展裕
 まちづくり推進部長 村上 正規 保険医療課長 子安 逸二
 健康福祉部長 子安 逸二 教育総務課長 池田 貴則
 教育次長 池田 貴則 生涯学習課長 鳥取 勝憲
 秘書課長 東條 信也 学務指導担当課長 矢野 敦則
 総務政策課長 奥埜 哲生
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第43号 令和2年度太子町一般会計補正予算(第6号)

午前 9時30分 開会

○村井委員長 皆さん、おはようございます。

本日、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

予算常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日、本委員会に付託され、ご審議いただく案件につきましては、追加で提案をさせていただきました、議案第43号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第6号）の1件でございます。何とぞ、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○村井委員長 本日は、全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第43号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第6号）、これを議題といたします。

皆様にお諮りいたします。

内容の説明につきまして、それぞれ所管の歳入歳出の説明を一括して受け、その後、質疑に移りたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村井委員長 ご異議なしと認めます。それでは、一括して説明を求めます。

○小角総務部長 おはようございます。

それでは、議案第43号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本補正予算の主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費のほか、生涯学習施設等整備事業に要する経費の増額を行っております。

一方、歳入では、府支出金の大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金や、町債に対す

る予算措置を行うとともに、歳出の増額に伴い不足する財源を財政調整基金と公共施設整備基金の繰入れをもって調整を行っております。

それでは、補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5千667万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億4千145万円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、4頁をお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正として表を添付しております。生涯学習施設等整備事業において、本年度と次年度をまたぐ工事請負契約等を本年度中に締結するに当たり、次年度の契約に基づいた金額を支払うために必要な予算の債務負担行為を行うもので、契約期間は本年度から令和3年度までとし、令和3年度の限度額を5億9千583万7千円とするものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、右の5頁をお願いいたします。

3表、地方債の補正で、生涯学習施設等整備事業の借入限度額及び借入条件を定めております。

それでは、続きまして総務部が所管します補正内容について、ご説明申し上げます。

補正予算書の10頁、11頁をお願いいたします。

それでは、歳出についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額379万2千円の増額。事業別区分15の新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額379万2千円は、職員間や住民対応窓口での感染予防対策として、アクリル板を設置するための備品購入費を計上いたしております。財源としましては、全額一般財源でございます。

次に、10目企画費、事業区分5、地域交通公共事業は、補正予算（第3号）で予算編成させていただきました地域公共交通（緑の回廊）事業に府支出金大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金を充当したことによる財源内訳補正行っております。

続きまして、歳入でございます。8頁、9頁をお願いいたします。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金、1節総務管理費補助金、2千万円は、大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金でございます。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額4千189万2千円は、財源調整として予算措置を行っております。

4目公共施設整備基金繰入金、1節公共施設整備基金繰入金、補正額1億9千444万1千円は、公共施設整備基金繰入金で、生涯学習施設等整備事業に充当しております。

次に、22款町債、1項町債、1目教育債、3節社会教育債、補正額1億9千720万円は、生涯学習施設等整備事業債でございます。

以上が、総務部が所管します補正内容でございます。

○子安健康福祉部長 続きまして、健康福祉部が所管します補正予算の内容につきまして、歳出予算から説明をさせていただきます。

補正予算書の10、11頁をお願いいたします。

頁中ほどにございます3款民生費、2項児童福祉費、2目児童運営費、補正額288万円は、事業別区分3の新型コロナウイルス感染症対策事業で、288万円の増額。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い発出されました緊急事態宣言の期間中においても、町内民間保育所等については、住民の社会生活維持のために開所していただくとともに、自らの感染リスクを顧みず子どもたちの健康を守りながら勤務を継続していただいた保育士等の方々に慰労と感謝の気持ちとして町内民間保育所等従事者応援特別給付金を支給するため、18節負担金補助及び交付金に同給付金を288万円計上いたしております。

次、4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康管理費、補正額1千120万円は、事業別区分1の予防事業で12節委託料のインフルエンザ予防接種委託料を759万円減額いたしております。

これは、この後、説明をいたします高齢者にインフルエンザワクチン予防接種無料化に係る経費を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とするために、事業別区分1の予防事業に当初予算で計上いたしましたインフルエンザ予防接種委託料を減額した上で、事業別区分9の新型コロナウイルス感染症対策事業に新たに高齢者インフルエンザ予防接種無料化に係る経費を計上するものでございます。

また、事業別区分7の健康マイレージ事業で、7節報償費の健康マイレージ賞品代3万2千円の減額についても、健康マイレージ協賛事業者支援に係る経費を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とするため、事業別区分7の健康マイレージ事業に当初予算で計上いたしました健康マイレージ賞品代を減額するとともに、事業別区分9の新型コロナウイルス感染症対策事業に新たに健康マイレージ協賛事業者支援に係る経費を計上するものでございます。

次に、事業別区分9の新型コロナウイルス感染症対策事業1千912万2千円の増額。これは、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者インフルエンザワクチン接種無料化に係る経費として、12節委託料でインフルエンザ予防接種委託料1千486万2千円のほか、事務に要する経費といたしまして需要費の印刷製本費に4万4千円を計上いたしております。

また、家庭内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合などの自宅療養やその同居者等の濃厚接触者が自宅待機となった場合の家庭内感染の防止や自宅療養費等の生活の支援のため、1、2週間程度の自宅療養等に必要と思われる消毒剤、マスク、ビニール手袋、ごみ袋のほか、レトルトカレーやカップ麺、缶詰、野菜ジュース等の食料を、自宅療養等応援パックとしてお届けするための経費に加え、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、庁舎や体育館等の町有施設、学校などで使用するアルコール消毒剤、ゴム手袋、ペーパータオル、石けんのほか、選挙や行事等の際に使用するマスク等の感染対策用品を購入するため、需要費の消耗品費で338万1千円を計上いたしております。

さらに、コロナ禍において新しい生活様式を実践する中、感染防止対策として三密を回避するため、住民の皆さんの外出や運動する機会が減少している状況を踏まえ、住民の健康維持増進のために、大阪府の健康マイレージ事業であるアスマイルにスマートフォンがなくても参加していただくことができるアスマイル専用歩数計の購入助成に要する経費といたしまして、18節負担金補助及び交付金でアスマイル専用歩数計購入費用助成金33万円のほか、事務に係る経費といたしまして、役務費の郵送料で1万1千円を計上いたしております。

続きまして、歳入でございます。

頁、お戻りいただきまして、8頁、9頁をお願いいたします。

16款府支出金、2項府補助金、3目衛生費府補助金、補正額314万2千円は、1節保健衛生費補助金、補正額314万2千円。これは、歳出において、新型コロナウイルス感染症対策事業の高齢者インフルエンザ予防接種無料化に係る経費として計上いたしておりますインフルエンザ予防接種委託料の自己負担部分に対する府補助金として、コロナ拡大期インフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業補助金314万2千円を計上いたしております。

健康福祉部が所管いたします補正予算の内容は、以上でございます。よろしくお願

いたします。

○西本観光産業課長 おはようございます。まちづくり推進部観光産業課所管の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の12頁、13頁をお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、3目観光推進費、補正額305万9千円の増額。事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業。これは、太子町オリジナルマスク作成委託に係る305万9千円でございます。

内容といたしましては、三密対策として、聖徳太子没後1400年記念のロゴマークの入ったオリジナルデザインのマスクを作成するものです。配布先ですが、町立小中学校の児童生徒、そして各種イベント等での配布を予定しており、地域の子どもたちに自分たちの町が聖徳太子ゆかりの町としてさらなる機運の醸成を目指すとともに、町内外の人に町のPRを進めてまいりたいと考えております。

以上が、まちづくり推進部観光産業課所管の補正予算でございます。

○池田教育次長 続きまして、教育委員会所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、歳出についてご説明を申し上げます。

12、13頁をお願いいたします。

9款教育費、2項磯長小学校費、1目学校管理費、事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業、283万4千円の増額は、磯長小学校の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費となっております。10節需用費30万円は、感染症対策に要する各種衛生用品の購入を行うものです。今回は、1校当たり30万円を予算計上してございます。13節の使用料及び賃借料のバス等借上料は、林間学舎及び修学旅行のバス増台に要する経費で、感染症対策に伴い三密を避けるためバスの増台を行うものでございます。14節の工事請負費は、感染症対策のため、定期的に行う教室の換気の際に、外部からの虫等の侵入を防ぐため、網戸の設置を行うに要する経費となっております。

18節負担金補助及び交付金は、林間学舎及び修学旅行が感染症の状況により、やむなく中止せざるを得ない状況となった際の保護者負担を軽減するために、キャンセル料を公費で負担するために要する経費となっております。

3項山田小学校費、1目学校管理費、事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業、100万円の増額は、先の磯長小学校と同様、山田小学校の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費となっております。磯長小学校費と同様、10節需用費30万

円は、感染症対策に要する各種衛生用品の購入経費。13節の使用料及び賃借料のバス等借上料は、修学旅行のバス増台に要する経費。14節の工事請負費は、教室の網戸の設置を行うに要する経費となっております。なお、山田小学校につきましては、修学旅行のキャンセル料については、小規模団体であるため、旅行社と協議の上、不要ということになってございますので、計上してございません。

14、15頁をお願いいたします。

4項中学校費、1目学校管理費、事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業492万1千円の増額は、先の磯長・山田小学校と同様、町立中学校の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費となっております。10節需用費30万円は、感染症対策に要する各種衛生用品の購入経費。13節の使用料及び賃借料のバス等借上料は、修学旅行のバス増台に要する経費。18節負担金補助及び交付金は、修学旅行が感染症の状況により、やむなく中止せざるを得ない状況となった際のキャンセルに要する経費となっております。なお、網戸につきましては、町立中学校からは要望がございませんでしたので、計上はしてございません。

5項幼稚園費、1目幼稚園費、事業別区分9、新型コロナウイルス感染症対策事業265万3千円の増額は、工事請負費として電気温水器更新工事、園庭手洗い場設置工事に要する経費となっております。

電気温水器は、耐用年数を超え、故障をしていたところでございますが、今冬の感染症対策のための手洗いの励行に支障を来すため、早期の更新を要するもので、園庭手洗い場は、現状では園庭に手洗い場がないため、園の前部と後部の2か所に手洗い場を新設するものでございます。

6項社会教育費、1目の社会教育総務費、事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業3千53万3千円の増額は、例年開催しております成人式につきまして、式典でのソーシャルディスタンスを確保するため、会場を万葉ホールより総合体育館に変更することに伴い、来館者用スリッパ、消毒用アルコールなどの購入費として消耗品費を8万9千円、メインアリーナの養生シートの設置、椅子のレンタルなど会場設営等委託料として194万4千円を計上するものでございます。なお、現段階での成人式対象人数は、男性86名、女性86名の計172名となっております。

また、負担金補助及び交付金の大学生等学業継続支援金2千850万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の収入減少やアルバイト先の休業などから学費や

生活費に困窮をされている大学生等に対し、1人月3万円を給付するものでございます。

5目の生涯学習施設等費、補正額3億9千380万3千円については、事業別区分1、生涯学習施設等整備事業で、委託料615万3千円は、工事施工監理業務2千51万2千800円に30%の前払い率を乗じた額、工事請負費3億8千765万円は、建設工事費9億6千912万6千円に40%の前払い率を乗じた額をそれぞれ計上してございます。なお、工事は、太子町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札試行要綱に該当いたしますので、当該予算の議決後、地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、入札参加者の諸条件を公告し、一般競争入札にて実施する予定でございます。

4頁をお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。

事項、生涯学習施設等整備事業、期間、令和3年度、限度額、5億9千583万7千円でございます。これは、先ほど説明をいたしました、生涯学習施設等整備事業における工事施工監理業務委託料2千51万2千800円より前払い金615万3千円を除いた額、及び工事請負費9億6千912万6千円より前払い金3億8千765万円を除いた額の合計となっております。

続きまして、歳入でございます。

8、9頁をお願いいたします。先ほど、総務部長の説明にもございましたが、改めて私のほうからもご説明を申し上げます。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目の公共施設整備基金繰入金、1節公共施設整備基金繰入金、補正額1億9千444万1千円の増額。これは、生涯学習施設整備事業に充当するものでございます。

22款町債、1項町債、2目教育債、3節社会教育債、補正額1億9千720万円の増額。これも、生涯学習施設整備に伴う、公共施設等適正管理推進事業債及び緊急防災・減災事業債による増額でございます。なお、それぞれの充当率は、集約化事業債が対象事業費の90%、緊急防災事業債が100%となっております。

以上、全ての所管の歳入歳出の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○村井委員長 ただいま、歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○羽山委員 11頁の予算が、65歳以上は、コロナやら何やらインフルエンザにならないように予防接種でやるようにして、何人ぐらいいてるのかな。太子町町内で。

- 松井健康増進課長 65歳以上のまず高齢者人数でございます。これにつきましては、3千880名、現在おられまして、そのうち当初予算で例年の割合を掛けまして、2千35人分、計上しておりました。また、今回自己負担が免除されることによって、増えるであろうと思われる方、それを当初の2千35人の大体半分ぐらいというふうに見込みまして、1千107人を出していただいております。合計しましたら、3千142名分の予算を計上させていただいております形になっております。
- 羽山委員 3千人ぐらいの人が町のクリニック、もしくは富田林管内、羽曳野市の病院へ接種に行きはると思うんですけれどもね。高齢者といって、65歳ぐらいの人だったら車に乗って行けるだろうけど、80歳、90歳の人だったら行けない。公共バス等も今、動いているけれども、クリニックに行くのに当たっての何か無料になるとか、そんな施策というのは考えておられるんですか。できないの。
- 松井健康増進課長 インフルエンザの予防接種に行くための公共交通機関を利用する際に無料化という施策。
- 羽山委員 接種率を上げるためにね。
- 松井健康増進課長 今、現状では、その施策についての援助のほうはさせていただいてはおりません。確かに委員おっしゃるとおり、高齢者でお足の悪い方であるとか、交通弱者の方については、なかなか医院のほうにも行きづらかなかというところ、理解しております。今後、関係部署と協議をいたしまして、検討できたらなというふうに思っております。
- 羽山委員 10月1日から接種可能になるとは聞いているんですけど、インフルエンザになってコロナにならんようにできるだけ今、部課長が言うてもらったように、検討していただく。町長、どんなものですか。
- 田中町長 また、直接インフルエンザのあれということではなく、やっぱり福祉施策の中で考えていくべきものかなというふうに思いますので、今、公共のコミュニティバスも十分に動いてなく、それでまた今、個別に外出支援ということで、1回当たり何ぼという形でそういったものも、車のほうを用意させていただいて、使っていただくような形も用意していますので、そういった制度もご利用いただいて、なるべく使っていただけたらなというふうに思っております。
- 羽山委員 要望ですけど、できるだけ高齢者が接種して、コロナ、インフルエンザ等を予防するように、予防していただきたいなというふうに思っていますので、これからも

検討していただいて、住んでよかった太子町をつくっていってもらうためにお願いしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○寺町委員 15頁の、先般も辻本委員のほうからも全協のほうでも一部質問があった内容なんですけれども、補足みたいな形でちょっと確認をしたいと思います。

今回の補正予算で、コロナ対策において、大学生などというところで、支援金が計上されているんですけれども、一言で大学生などという表現が相当幅が広いと思うんですね。学校の種類も多岐にわたっていると思うんですけれども、今回の支援というの、内容、対象者の考え方について、ちょっともう少し詳しく教えていただけたらなと思います。

○鳥取生涯学習課長 ただいまのご質問ありました、大学生等学業継続支援給付金の対象者とか給付内容についてでございますが、先ほど寺町委員のほうからもありましたように、この内容につきましては非常に複雑な部分もございます、一応資料を、口頭では言っただけでは残念ながら説明しにくいところもありますので、資料を一応用意しておりますので、委員長、資料をお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

○村井委員長 もしあるんだったら事前に見せておいてください。

○鳥取生涯学習課長 はい。今からちょっと資料を配らせていただきますので、よろしくをお願いします。

(資料配付)

○鳥取生涯学習課長 ありがとうございます。それでは、資料に沿って説明させていただきます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による世帯の収入減少やアルバイト先の休業などから学費や生活必需品などに困窮している大学生を支援するため、大学生等学業支援給付金を給付するものでございます。

まず、事業実施に際し、どの時点で学生なのという基準が必要であることから、この基準については、本議会閉会日を基準としております。

次に、対象者ですが、その基準日において、学校教育法に定める大学、大学院、短期大学、専修学校等に在籍しており、平成14年4月1日以前に生まれた方で、まずは基準日に本町に住民登録がある学生。もう一つは、基準日に本町に住民登録がある者に扶養されている学生のいずれかに該当する方としております。

具体的に申し上げますと、太子町に住民票のある学生はもちろん対象とはなりますが、

ご本人が例えば他市町村に学校に通っておられて、住民票もそこに移されている、そういう学生であっても、太子町に住民票のあるご両親の扶養に入られている方について対象としております。これは、学生本人の学費や生活困窮だけでなく、ご両親も何かしらの影響を受け、仕送り等に苦慮されているということをご考慮してのこととさせていただきます。

反対に、対象とならないという方は、本町にお住まいであっても、ご本人の住民登録が他市町村で、かつご両親も他市町村にお住まいの方は、対象とはなりません。

また、対象となる大学等につきましては、修学時間がおおむね1年以上の者とし、科目だけの履修生であるとか、聴講生、それと自動車教習所や学習塾は、非該当といたします。

給付額は、お一人に月3万円、申請者は学生本人ですが、親権者に限り委任することができます。申請方法は、郵送または窓口申請としております。

1つ飛ばしまして、申請受付期間についてですが、令和2年11月1日より令和3年2月1日までの3か月間を予定しております。住民への周知としては、11月広報、ホームページ及び広報無線の定時放送を考えております。対象者に対して、直接お知らせする方法というのも考えましたが、何かしらの大学や専門学校に通われている方についての情報は役場には全くなく、また、高校と違い年齢層にもばらつきがございます。その点から、個別通知は不公平感を否めないことから、広報、ホームページ等での周知といたしました。

担当課については、生涯学習課で担当いたします。

すみません、裏面のほう、めくっていただきます。

これは、給付の見込数と本年予算に計上にしております2千850万円の根拠についてでございますが、先ほど申しましたが、大学、専門学校等の進学状況については、年齢の上限に制限もなく、役場では全く情報がつかめない状況でございます。そのため、予算計上の根拠として、本町の住民基本台帳のうち、大学または何かしらの専門学校等へ進学している可能性が最も高い年齢層を抽出し、その人数に対し、大阪府における高校卒業者の就職率等より対象人数を算出しております。

年齢層は、昨年度高校を卒業した最も若い年齢、平成14年4月1日生まれを基準とし、そこから大学4年間と医学部・薬学部及び大学院などを考慮して、プラス2年間。そこに失礼な言い方ですが、浪人や留年生を考慮して1年を追加し、計7年間の年齢層の人数を住民基本台帳で抽出いたしました。その数に、令和元年度における大阪府の学

校基本調査より高校卒業者の正規就職者率である11.2%を除いた88.8%を掛けた数字より算出しております。今回抽出した年齢層よりも高い方も必ず学生として在学している可能性もございますが、その人数については正直把握できないということで、ただし極めて少数であると考えられるため、今回は包容しておりません。以上から、今回の予算計上額2千850万円を算出いたしました。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。よろしく申し上げます。

○寺町委員 ここには書かれていない予備校生というかな、塾に通っていらっしゃる方は対象になるのでしょうか。年齢とかには入っていると思うんですけど。

○鳥取生涯学習課長 対象の学校については、学校教育法に定める学校や各省庁が設置する学校を原則対象としております。ちなみに、大阪府が所管する料理やデザイン、美容などの専修学校221校、一部の予備校も含まれる各種学校が40校ございます。ですので、一応、予備校によってはここに当てはまる予備校もございますので、ただ当てはまらない予備校もございます。ですので、通っておられる予備校が該当となり得るか不明かどうか分からない場合は、一度生涯学習課までお問い合わせいただくようによろしくお願いいたします。

○寺町委員 それも大学生というようなもの、今、夜学もあれば、仕事をしながらとか、これまた定年後、またお勉強しようということですね。例えば、以前でしたら、読売巨人軍の桑田選手なんかは、もう社会人になられてばりばりの収入のある方でも、大学院でしたけれども、早稲田のほうに在学したんだということもありますし、またコメディアンのコント55号、萩本欽一さんも70歳超えてからも大学、駒大でしたけれども、チャレンジされておりました。あるいはまた、お子さんとお母さんと一緒になってお勉強されて、同じ大学を入試されて、大学生になられたというそういう例があります。このお母さんは専業主婦です。今言ったように、きっちりと本当に収入のある安定のした方でも、今回、大学生というよう名前があれば、支援の対象になるのか、支援をするのかということをちょっと教えていただきたい。

○鳥取生涯学習課長 本事業の目的は、新型コロナウイルスにより、何らかの影響を受けた方に対して支援し、学業を継続していただくことが目的でございます。社会人や高齢者の学習ということこそが本来のいわゆる生涯学習という本来の姿でございます。本町としては、その方々の支援も必要と考え、収入のあるなしにかかわらず対象としております。

ただし、特定の講座、要は資格を取得するための科目だけを受けるとか、聴講生などは対象とはしておりません。

以上です。

○寺町委員 住民に周知ということで、広報なりホームページなり、防災無線ということでご案内をされるんですけども、そうしたらこれだけで対応できるのかな。恐らく、生涯学習課が窓口になっていると思うので、問合せ等々があると思います。今言ったのは、1つの例がこういう形で多岐にわたるということであろうかと思います。受付のほう、本当大変だとは思いますが、真摯に受け止めながら、情報収集させていただいて、申請書類、こういうものが要るんだということをしっかりと説明をして対応していただけたらありがたいかなと思います。よろしくお願いいたしておきます。

それともう一つ、町内保育所の従事者の特別交付金で給付金が計上されて、対象が26名ですか。やわらぎさんと松の木さんと保育園関係、96名とここに書いてある。96名ですね。対象者96名の方がいらっしゃるんですけども、この方々の申請方法と支払い方法、ちょっと教えていただけますか。

○小路子育て支援課長 ご質問のほう、内容なんですけれども、申請方法については、保育所等が対象者を取りまとめていただいて、必要書類を添えて役場のほうに提出していただくという形になります。その後、町から保育所等を通じて、対象者に支給するというようにしております。

○寺町委員 園に所属していたら、まとめてやられるということによろしいんですか。

○小路子育て支援課長 はい。

○寺町委員 籍があれば対象者ということで、その認定は園が確認をされていくということによろしいのでしょうか。

○小路子育て支援課長 おっしゃるとおりでございます。園のほうで日数等、通勤日数等を必要になってきますので、こちらのほう、見極めた上で申請していただくという形になっております。

○寺町委員 よろしくお願いたします。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今、寺町委員が言ったこと、ちょっと追いかけてなんですけれども、大学生に3万円、保育士さんも3万円。これに国の分、出した10万円給付金もいろいろ議論になりましたが、税金を取られるのか取られないのかというような話もあったんですけど

ど、そういう対象にはなるんですか。

○鳥取生涯学習課長 まず、大学生の給付金等は課税の対象とはなっておりません。

○小路子育て支援課長 給付金については、一時所得という可能性があります。一時所得については、50万円以上の特別控除を適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計が50万円以上、50万円を超えない限り課税対象とはならないという形になりますので、給与所得以外の所得が20万円以下の場合については確定申告などが不要とされております。

以上です。

○西田委員 特に、大学生の方が、幸いなことに相談のあった方はバイトしているんです。親の所得の範囲内でしてもらうかねという、やっぱり、こういうのを今考えていて、9月議会に上がっているのよと言われてという話なら、この3万円、今そのぎりぎりのところで働いているのよね。この3万円が入ったことで、所得になりませんかという心配はしなくていいということですね。

○鳥取生涯学習課長 そういう考えで結構かと思います。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○辻本委員 新型コロナウイルス感染対策事業の教育総務課の491万円、修学旅行とキャンセル支援事業の予算の関係なんですけど、いつ修学旅行を中止にするか、判断はいつされるんですか。

○池田教育次長 予算書ですね。あくまでコロナウイルスで中止ということを想定しておりますので、修学旅行の当日までの分も含めて予算化をしております。

○辻本委員 いつですか。修学旅行。

○池田教育次長 磯長小学校と山田小学校につきましては、10月22、23日。町立中学校につきましては、10月1日から3日間ということになってございます。

○辻本委員 もうあと中学校でしたら、来月ぐらいですから、特に太子中学校の修学旅行先は極めて意義のある所に行かれていますので、なるべくなら中止されなくて思い出として残るように、修学旅行に行ってもらいたいと思います。

あと、同じくコロナウイルス関連で、健康増進課の消耗品費の338万円の中で、陽性患者が出たときの家庭内感染の防止で、自宅療養生活パック。マスク、消毒液とか、カップ麺とかレトルトカレー。これは何日分で、1パック作るのはすぐ作れるんですか。

○松井健康増進課長 自宅療養パックを、自宅療養等応援パックについてのご質問だと思います。

います。まず、概要としまして、新型コロナに感染して、PCR検査で陽性となった方、この方たちは、入院又はホテル等の宿泊もしくは自宅療養となり、外出は制限されます。この外出制限期間が2週間。無症状であっても、2週間となっておりますので、この応援パックにつきましては、大体1週間から2週間を想定しております。ただし、このパックにつきましては、近隣に親戚等支援者がおられる方。あくまでも買物等で外出できない方、その方が食料や日用品で困られたところを応援するという事なので、支援される方がおられましたら対象外ということになります。

それと、もう一点、対象となる方につきましては、太子町のほうでは、情報を一切持っておりません。これにつきましては、陽性が確認された、もしくは濃厚接触者が自宅待機になったといった場合に、保健所のほうから本人に向けて、太子町のほうに情報を提供していかどうか、支援が必要かどうかを確認していただきます。それで、了解された方につきましては、保健所のほうから連絡先等、案内がございますので、私のほうから連絡をさせていただいて、ご希望される、ある程度物品につきましては、想定をした中で必要となる物品について、本人の希望を聞きながら職員等が買い求めて配達をさせていただくという形になっております。

それで、大体1人頭1万5千円ぐらいで、4人家族10軒に相当する分の予算のほうを計上させていただいております、10軒程度ですので、職員等で対応がつくというようだという事で、今のところは考えておるところです。また、これまで保健所のほうで太子町のほう、6名ほど、陽性者のほうが出ておまして、また、濃厚接触者、家族等の濃厚接触者の方もおられるんですけども、保健所のほうで、これまでも支援の必要性のほうを確認してくれていたようでございますけれども、申出がないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○辻本委員 では、万が一、それが出て支援が欲しいということで職員が買い集めて持っていくと。そうした段階で、誰か職員が持っていかなとあかんわけでしょう。そのとき、放射能のときのような防護服とこんなやつかぶって渡しに行くと、そんなことになるんですね。

○松井健康増進課長 まず、コロナウイルスにつきましては、ソーシャルディスタンスである程度防御できるというような科学的な見解が出ております。それからいきましたら、玄関に置いて、呼び鈴を鳴らして、立ち去った後を取っていただくということの想定を

されますし、また、防護服等そういった重装備で行きますと、近隣の方、その家族が濃厚接触者であったとか、自宅療養だったとかということを感じられますので、人権の面からしても、通常の保健所フォームというような、職員フォームというような形で、訪問したいというふうに考えております。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 保育士さんに3万円は本当にコロナ禍の中でも休まずにずっとやってくださった保育士さんになんですけれども、学童保育も何かありましたっけ。

○小路子育て支援課長 放課後児童会の職員については、緊急事態宣言中、非常に、開所していただいて、勤務していただいた分につきましては感謝しております。ただし、雇用面においてなんですけれども、町が直接雇用している職員については、給付金の対象については、地方自治法204条の2及び地方公務員法の25条の規定とかによりまして、条例化しないと、手当にするには条例化しないと駄目だという形になっておりますので、こちらのほう、職員については会計年度職員という形のもので雇用させていただいておりますので、対象にはちょっと当たらないという形になりますので、給付の部分についてはできないという形になりますので、よろしく申し上げます。

○西田委員 全くできないんじゃないかと、一応、条例改正をすればできるということですか。

○小路子育て支援課長 そうですね。条例を改正すればいいんですけれども、その点、給料以外については条例という条例で明記されていない限りという形の分になっておりますので、申し訳ないんですけれども、今のところは条例の改正というのはしていかないという形を考えております。よろしく申し上げます。

○西田委員 担当の方が一番分かっておられますよね。

○小路子育て支援課長 そうです。

○西田委員 職員も出ていかなあかんかなぐらいの話で、学校にもお願いして、本当にあの中で放課後児童会を休めなくて。条例改正できるなら、したらできるのであればその先にもう進むべきやと思うし、少しできないんでじゃなくて、一応道を持っているじゃないですか。全部シャットアウトされていないのであれば、このコロナは9月18日までだったっけ、出さなあかんという急ぐところがあったのかもしれないけれども、この後、1次、2次で終わる訳でなく、3次も入ってくるかなという状況の中で、次、後ればせながら、ごめんやけど、遅れてごめんねで出せるように準備はしていただきたい

と思いますので、よろしく申し上げます。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 1400年のマスク、この間にいろんなところでマスクを住民が作ってくれて、いろんなところに配ったりもしていたんですけど、さすがにこの1400年のPRを兼ねたマスクは、観光・まちづくり協会に委託するというので、また、小学校、中学校とかでお配りするんですよね。お渡しするという意味では、これはただだから観光協会に委託したら、どこかに委託して業者が作ったマスクなんですか。

○西本観光産業課長 マスク自身は協会のほうでは作りません。業者のほうからのやりますけれども、デザインであったり、それからマスクに対しまして包装を行います。その包装の中にチラシ的なPRのチラシ等も入れる予定でございます。そういったチラシについても、協会のほうで内容をつくってもらうということで、包装についても、協会のほうでしていただくということで考えております。

○西田委員 ありがとうございます。

アスマイルの歩数計、購入費用補助、全額補助なんですか。これ何台分で、対象者、欲しいと言うと、スマホを持っていないから頂戴と言ったら全てに渡すんですか。

○松井健康増進課長 アスマイルの歩数、専用歩数計の購入のご質問かと思えます。まず、この歩数計につきましては、本人で購入していただくというふうな形になっております。購入につきましては、保健センター窓口で備付けの申込用紙に必要事項のほうを記入していただいて、おおさか健活マイレージアスマイル事務局へ送付しますと、自宅に配送されてまいります。その際に、代金着払いで2千750円を支払っていただくというふうな形になっております。その2千750円につきましては、後日保健センターのほうからお返しするというような償還払いの制度になってございます。

○西田委員 それから、予算何人分か。

○松井健康増進課長 すみません。一応、予算につきましては、1台2千750円。それを120台分組んでございます。

以上でございます。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 現在調整中の事業、本当に、この間の全協の資料を見ながら物を言わせてもらっているんですけども、生活支援、経済支援のための給付事業、これは全住民に5千円という方向でという話があったのですが、その方向で進めるのはお金なのか、お隣

の河南町は65歳以上の高齢者が商品券というのがあったんですけれども、どういう方向で進めようとしているのか。いや、そこまでまだ煮詰まっていないのか、教えていただけますか。

○小角総務部長 太子町の応援給付金のことですけれども、商品券、前回、高校生の部分はクオカード、させていただきました。クオカードでやりますと、とても手間が省けるといいますか、迅速にできるという利点はございます。ただ、クオカード、例えば高齢者にクオカードを渡したときに、今、太子町内でクオカードを使えるのはやっぱりコンビニ等、少数であるということを考えますと、あと時間的な制約も考えるときに、何か新しい商品券を作れるかというところもございます。その辺をいろいろ勘案したところ、やっぱり今の段階ではちょっと現金で考えていきたいなというふうには考えているところです。

以上です。

○西田委員 ありがとうございます。決まりましたら、またすぐ教えていただけたらと思います。

学校の関係で、ちょっとお尋ねします。コロナウイルス感染症対策で、いろいろやっただいておりますが、ありがとうございます。また、修学旅行、楽しみにしている、もう中学校なんか間もなくですからね。これで今中止になったら、本当にもうこれだけは行かせてほしいというお母さんが切実な声を上げていらっしゃいました。本当にこの修学旅行の機会を持ってくれることに、本当感謝していましたので、教育委員会とか学校の努力を本当にありがたく思っています。

でも、コロナウイルスの中で、子どもさんたちがそれこそ大変な思いをしていると思うんです。勉強もぎゅうぎゅう詰めになりますし、災害対策のそんなのできないと、業間運動ができないから集まれないというような話も聞いていたんですけど、子どもたちのためにということで頑張る中で、夏休みが減っちゃったんですけども、授業7時間授業をしないとか土曜日授業しないとか、うちはうちなりの考えで夏休みを減らしたんですけど、この中でエアコンが途中で止まったとかお話も聞きましたし、今まだ小学校によっては消毒液、十分に使わせてもらえないみたいな話も聞くんですけども、その辺りはお金のこと、末端が子どもたちのために使うことに対して、気にせんとやってくれという姿勢で教育委員会は学校・園に物を言ってくれているんでしょうか。

○池田教育次長 まず、エアコンの件でお話あったと思いますけど、恐らくデマンドの対

応の件だと思います。一定量の電気を使うと警報が鳴って節電の警告をされるという機械です。これにつきましては、学校からもこの真夏の8月に授業をするという、これまでにないようなことがございましたので、しょっちゅうデマンドの警報音が鳴るというようことがありましたので、それについては容量を上げる対応をしております。使い放題使うとなると、あれは電気料金のこと等もございますので、あくまで節電をした中で、可能な限り使ってもらえるような対応はしております。

消耗品については、この間役場でまとめて購入したものを学校に回し、あるいは寄附を受けたりした分で対応しているところでございます。今のところ、足りないというお話を聞いていないですけれども、学校のほうにも確認をしながら通常必要な分については適宜購入をするなり、補強をするなりしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○西田委員　こういう衛生面という感染症対策というのでは、各ご家庭いろいろ思いもお持ちの方いらっしゃるのでは、学校としての基準はやっぱり登校したらとか、トイレに行ったらとか、給食に行ったらとか、それプラスお母さんが今の時間しなさいという子もいらっしゃるかと思うんです。その子らがこの時間は使っちゃ駄目みたいなことがならないように、子どもたちが衛生に感染症対策として必要だと思ったら、使える場所に置いていて、使えるようにというのは、全学校にきっちり伝えていただくようお願いいたします。

○村井委員長　ほかにございませんか。

○西田委員　コロナ対策で本当に困っているのは住民、学校でいけば生徒もそう、生徒もうちの住民ということで、いろいろ太子町としても努力している訳じゃないですか。国からこういうふうにお金が出ますけれども、太子町としてもということで、町長は5月に退職金もゼロにして、給料カットして、それで十分じゃございませんかと思っただけけれども、私ら議員が報酬を10月までですけれどもカットするのに合わせて、ほかの管理職の方にも声をかけていただいて、報酬カットでコロナ対策費用を出そうという思いでやってこられたと思うんですけれども、その中でも共産党は、本当は好ましいとは思いませんが、よく身を切る改革と言いますが、身を切るなら自分で身を切ることに對して物は言いませんけれども、それを人には押しつけないでほしいなというのはずっと言い続けてきているんです。この後、私たちは議会改革協議会というのを開きまして、定数削減について、今一度話し合っただけで明日を迎える訳なんですけれども、そのときに人

口減というのを、請願のもとになっていますからね、人口減の中でというのがああるんです。人口減だから、太子町としてもっと見直さないといけないなと思っていることって何かありますか。

○小角総務部長 人口減少しますと、太子町といいますと、税金とかは少なく、収入が減ってくるという形になっておりますので、それをいかに上げていくかというところで、3世代同居であったり、教育費等、その辺の補助等、対応させていただいております。一番いいのは、企業誘致等になってくるんですけど、やっぱり企業誘致につきましても、時間がかかる。その時間がかかる、そしてまた企業の社会状況等によるまた変化をするという形になっていますので、そこらを勘案しましたときに、やっぱり人口減少を食い止める、そこは税金を少しでもお支払いいただけるような方の人口を増やすというところにちょっと力を入れて、今後やっていくのが対処としては、今の段階ではそれが一番かなというふうに考えております。

○西田委員 少なくとも、ここにいる全員だと思うんです。人口減を食い止めようと思って、町としてもそういう施策打って頑張っていますし、私はもうそういう施策が出てきたことは応援して、人口減を食い止めて、そのやり方として子育て世代を頑張って応援したら食い止めれるの違うかとか、高齢者が住み続けられる、さっきいったら食い止められるの違うかとか、いろいろ考えて進めていく。人口減を漫然ともあるものとしては考えていませんよね。

○小角総務部長 人口減少はあるものだという事、それを前提にということですよ。太子町においては、教育施策であったり、その辺も力を入れていって、そういう人たちをやっぱり呼び込みたいという思いがありますので、もう減っていくからというそういう考えはなく、あくまでもやっぱり何とか増やしていく方法、その辺は子育てであったり、教育であったりというところを、町の強みとしても使えていけたらというふうに考えて、やっぱり内部では協議していくような状況でございます。

○西田委員 やっぱり太子町をよくしていこうと思う中で、自主財源がというのは、本当に人にもあらわれていることで、人口減が毎年毎年ある、200人、300人減っていったら、そういうことが町の未来どうなるのということなので、皆さん、頑張って施策打ってくれていると思っていますし、私ら議員もその思いでずっとずっと仕事をしているんですけども、それで頑張っただけということですので、ありがとうございます。

○村井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第43号、令和2年度太子町一般会計補正予算(第6号)は、原案通り可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会いたします。

午前10時37分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 村 井 浩 二